

## タブレット端末を用いた取引等に係る規定

### 第1条（本規定の適用範囲）

本規定は、お客様が、当行国内本支店において当行所定のタブレット端末（これに類する端末機器を含み、以下「本タブレット」といいます。）を使用して、各種預金取引、商品・サービスの申込み又は諸届等の手続き（当行所定のものに限り、以下「本取引等」といいます。）を行う場合の取扱いを定めるものです。

### 第2条（本タブレットによる取引等）

- お客様は、当行の他の規定にかかわらず、本タブレットへの入力等により、本取引等を行うことができます。但し、当行所定の方法による場合に限ります。
- 本取引等に関し、本規定に定めのない事項については、当行の他の規定に従います。
- 本タブレットで行った手続きの完了後の内容変更・キャンセルは原則受付できません。

### 第3条（本人確認）

- 本タブレットの利用時には、お客様の預金口座の店番・口座番号・氏名、および次の各号の全部または一部の一致を確認することにより本人確認を行います。
  - 当行所定の顔写真付きもしくは顔写真無しの本人確認書類
  - キャッシュカードおよびその暗証番号
  - キャッシュカードもしくは通帳等口座番号がわかる書類
  - その他当行所定のお客様情報等
- 前項にかかわらず、銀行取引について正当な権限を有することを確認するために、通帳、証書、キャッシュカード、本人確認書類の提示を求めることができます。なお、この場合、提示等いただいた本人確認書類等にて確認できない事項について、追加書類の提示等を求める場合があります。

### 第4条（本タブレットによる預金の解約、払戻し等）

- 本タブレットを使用した預金の払戻し・解約等は、第3条の本人確認により確認した場合に取り扱います。
- お客様が、本タブレットを使用して預金の払戻し・解約を行う場合は、各種関連規定の定めにかかわらず、払戻請求書または解約依頼書の提出に代えて、通帳またはキャッシュカードを提示のうえ、画面の案内に従い入力等を行うこととします。
- 支払方法については、当行の指定する方法によるものとします。

### 第5条（振込の依頼）

- 振込の依頼は当行窓口の営業時間内に受付けます。
- 本システムの画面の案内に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、電話番号を正確に入力してください。なお、これらの項目の入力を一部省略し、画面上でご確認いただくこともあります。

3. 当行は本システムに入力された事項、および画面にて確認を受けた事項を依頼内容とします。

#### 第6条(免責事項)

1. お客様の本サービス利用に際し、本サービスの動作に係る不具合、本サービスを利用できないことによる不利益、その他お客様が被ることのある一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
2. 次の各号の事由により、本サービスが利用できなかった場合、お客様に損害が生じたときであっても、当行は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
  - (2) 当行の故意または重過失によることなく、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
  - (3) 当行以外の第三者の責めに帰すべき事由があったとき
3. 当行が第3条により、預金者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、来店者を預金者本人とみなし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. お客様が本システムへの、金額、口座番号等の入力を誤ったこと、または本システムの操作を誤ったことにより発生した損害については、当行は責任を負いません。

#### 第7条(規定の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上